

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

経営者への今月の視点

効果的な新商品開発



市場・客先ニーズから出発する

世の中になく独創的なものがつくれば、それにこしたことがないのですが、まずは身近なところに目を向け、得意先や市場で困っているものや必要とされるものの中に、自社の技術を活かせそうなものを探すことから始めます。現在、市場に出ているものの欠点を取り除いた改良品などが、取り組みやすいと思われます。

すべて自社でやろうとせず、自社技術の及ばない領域は、アウトソーシングや公的機関の支援など、外部の力を積極的に活用する努力も大切です。

会社全体で取り組む姿勢を明らかにする

新製品開発は、特定の部署や人だけに任せきりにするのではなく、「新製品を開発する」という会社の取り組み方針をはっきり社内に発表し、わが社の新製品の定義も明確にして、衆知を集めた取り組みにもっていきましょう（企画・製品設計、品質保証、マーケティングなど各部門の連携活動がうまく機能することが、成功の要因となります。）

開発は短打主義で足元から！

失敗しても致命傷に至らない手堅いテーマを選ぶことが大切です。小粒でも成功体験は貴重な体験となり、次の開発につながります。

安心・安全・環境に配慮した設計をする

ユーザーは安全、安心、環境に配慮した製品を選ぶ傾向にあります。これは時代の流れとも言えるでしょう。また、PL法に対応した厳しい品質が求められます。知的財産権の侵害にも気をつけなくてはなりません。あとから巨額の損害賠償を求められ、経営基盤に多大な損害を与えることになりかねません。

情報収集は電子ネットワークや公的機関を活用する

関連技術・特許などの最新技術情報の収集には、特許電子図書館（IPDL）を活用するとよいでしょう。また、特許情報全般については、独立行政法人工業所有権情報・研修館のホームページが充実しています。また、中小企業基盤整備機構や都道府県等中小企業支援センターなどで、専門家による相談や助言が受けられるので、活用されるとよいでしょう。



「X-Tech」ビジネスを始める前の法務戦略（第1回 FinTech と電子化）

1.はじめに

最近ビジネス上でよく耳にする言葉として、「IOT」、「AI」、そして FinTech に代表される「何とかテック」という造語があります。そして、一獲千金を狙って(?) この言葉に関係する業務に進出する事業者も多くなっていると聞き及びます。

新たな事業分野に挑戦すること、それ自体は称賛されるべきことです。ただ、ビジネスとして軌道に乗り始めたころに、よくよく調べてみると法律違反だったということが判明すると目も当てられない状態となります。とはいえ、この種の新たな事業分野については法律も十分に整備されていないことも多く、白黒はつきりしない場合もあります。

そこで、現時点で気を付けておきたい法律を整理し、今後の動向に注意してもらおうという趣旨で、しばらくの間記事を掲載していく予定です。

第1回目からしばらくの間は FinTech に関するものを取り上げていきます。

2.FinTech とは

もともと「Finance (=金融)」と「Information Technology (=情報技術)」の造語であるため、確定的な定義と呼べるものはないようです。一応ここでは大雑把に、IT を使った金融サービスの革新技術とでも定義づけておきます。

FinTech に関して注目されているのは、仮想通貨や送金・決済の情報一元化といった分野とはなるのですが、この分野についてはおいおい触れるとして、今回は「電子化」に関連するものを取り上げます。

3.税務申告資料と電子化

税務申告後、帳簿（仕訳帳、総勘定元帳、補助元帳など）や書類（領収書、契約書など）を一定期間保存しなければならないということをご存知かと思います。ただ、これら紙媒体を保管するのは場所も取りますし、なにより紛失しやすい（どこに置いたか分からなくなる）という問題点がありました。

こういった問題点を踏まえ、電子帳簿保存法が制定されており（実は 1990 年に制定され、その後何度か改正されています）、一定の要件を充足すればスキャナー等で電子化された領収書等を保管すれば OK という取り扱いになっています。

そこで、IT ベンダー事業者等が電子化された領収書等のデータを管理するサービスを提供し始めています。税務に絡むので何か特殊な許認可が必要ではないかという問い合わせを受けたりするのですが、今のところ（本記事執筆の 2018 年 8 月時点）特別な許認可は必要とされておらず、自由に参入可能な状況です。ただ、法律上認められる電子化については一定の要件があります。単に領収書等の電子データを預かっているだけでは意味がありませんので、適切に顧客に情報開示しなければならないという点で、正確な法令知識が事業者には求められることとなります。

4.契約の電子化、印紙税の取扱い

最近では、契約書を紙媒体ではなく電子媒体化し、署名押印も電子化しようとする流れが出てきています。実は契約書を電子媒体化すること自体については特に法律上の規制はありません。また、電子媒体にすれば印紙税の課税対象から外れるというメリットさえ生まれています。しかし、署名押印については電子署名法で定める第三者機関の認証が必要とされています。

実は、この認証業務を行う第三者機関になることができる事業者には特別な制限はありません。ただ、電子署名の信頼性確保という観点からは、事実上国による第三者機関の認定を受けることが必須となってきます。したがって、認証事業に参入したいのであれば、実質的には許認可が必要となる考えた方がよいかもしれません。



助成金情報 ～女性の活躍推進に取り組む事業主様に助成金が支給されます。～

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

女性活躍推進法に基づき策定した一般事業主行動計画内の「取組内容」を実施した事業主や、「数値目標」を達成した事業主様を対象とした助成です。

＜申請までの流れ＞

- ① 女性の活躍の状況把握を行い、自社の女性の活躍に向けた課題を分析
- ② 自社の課題解決に相応しい数値目標と取組目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表等と自社の女性の活躍状況の公表
- ③ 行動計画期間内に「取組目標」を達成⇒「加速化Aコース」を申請
- ④ 取組目標達成時から3年以内に「数値目標」を達成して、達成状況を公表⇒「加速化Nコース」を申請
- ⑤

＜助成金金額＞（各コース1企業1回限り）

【加速化Aコース】28.5万円<36万円>

【加速化Nコース】28.5万円<36万円> 女性管理職比率が基準値以上に上昇28.5万円<36万円>

※<>内は生産性要件を満たした場合

＜支給対象となる目標・取組の類型＞

- ・女性の積極採用に関する目標
- ・女性の配置・育成・教育訓練に関する目標
- ・女性管理職の積極登用・評価・昇進に関する目標
- ・多様なキャリアコースに関する目標（一般職→総合職など）

厚生労相HP参照

